

# 東吾妻町社会福祉協議会高齢者等配食サービス事業概要について

## 目的

調理が困難な在宅の高齢者等に対して、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否を確認することにより、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

## 利用対象者

この事業の対象者は、町に住所を有し、なおかつ居住する 70 歳以上の単身世帯または高齢者世帯などであり、虚弱、障害、疾病などの理由により食事の調理が困難な方、または協力者への依頼ができず、かつ安否確認が必要な方。

※この配食サービスの利用希望者は、健康状態に関する聞き取りを事前に受けていただく必要があります。

## 利用料

- ・利用者負担額 300 円（食材料費・調理費等）
- ・残りは公費負担

## 実施日及び休日

事業の実施は、週に 2 回（月曜日と木曜日）とする。事業にあたる日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、その他会長が必要と認める日に該当する場合は、事業を実施しないものとする。

## 利用の申請について

事業の利用を希望する方は、町社協配食サービス事業利用申請書を会長に提出するものとする。

## 利用の中止・取消し

定期的に利用者の健康状態を把握し、対象者に該当しなくなったとき及び会長が不相当と認めたときは、利用中止または登録を取消すものとする。

## 配食サービス利用手順

申し込み受付 ⇒ 健康状態の聞き取り ⇒ 審査・決定 ⇒ 利用決定通知 ⇒ 利用開始  
(却下)